

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	
030010	現行の財務諸表(営業報告書、附属明細書を含む)に雇用・労働関係などの社会的責任投資の具体的な情報を記載すること及びその実効性を担保するための新たな資格制度の創設	証券取引法1条、5条、24条、企業内容等の開示に関する内閣府令、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条	証券取引法は、投資者保護に資するため、有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、有価証券の流通を円滑ならしめることを目的としており、このような観点から、上場会社等に対して、当該会社の経営の状況その他の事項の内容に関する重要な事項を有価証券報告書等において開示することを義務付けている。経理の状況においては、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に關して真実な内容を表示することを目的として、財務諸表及び連結財務諸表を記載することとされており、その細則は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」において定められている。	C	-	財務諸表は、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に關して真実な内容を表示することを目的として作成されるものである。従業員および労働関係の状況についても、財務諸表を理解するために必要な補足事項に該当すれば、現状でも財務諸表の注記として記載されることになっているが、これに該当しない場合に、記載を義務付けるのは、財務諸表の作成目的に照らし、不適当。また、諸外国においても、財務諸表にこのような情報の記載は求められていない。	提案は、財務諸表の開示対象法人の拡大についても要望しており、この点についても検討し回答されたい。		C	-	証券取引法の開示規制は、投資者が自らの責任において有価証券に対する投資判断を行うために必要な発行者の財務内容等の情報を、有価証券報告書等において開示することを義務付けることにより、投資者を保護し、有価証券の流通を円滑ならしめることを目的としたものである。具体的には、多数の投資者に対し転々流通することが考えられるような有価証券の発行者に、投資者保護の観点から、有価証券報告書等の提出を義務付けているものであり、指摘にあるような会社の従業員数が一定数以上であること等を要件として有価証券報告書等の提出を義務付けることは、そもそも証券取引法の趣旨を逸脱するものであり、不適当。証券取引所に上場されている有価証券店頭登録されている有価証券一定額以上の募集又は売出しを行い有価証券届出書が提出された有価証券株券等での所有者数が500名以上である有価証券							1038	1038010	法定の財務諸表の注記項目に従業員および労働関係の状況の記載を法定化する。たとえば労働災害の発生数とそれに伴う補償額や引当金繰入額、災害防止費用額、障害者雇用数とそれに伴う報奨金額または納付金額、離職率、従業員の年齢構成、定年年齢、派遣労働者及び業務請負業者の利用状況、ストックオプションの付与の有無など、加えて証券取引法監査・商法特例法監査などの対象となっていた企業の範囲を拡大する。すなわち従業員数に基づいた適用規模の要件を加え、医療法人、社会福祉法人(たとえば従業員数100名以上の法人・企業を対象とするなど)なども一元的な会計ルールにおける財務諸表の開示対象法人とする。	個人	財務諸表による情報開示の充実、開示対象法人の拡大及びあらたな専門資格の創設
030020	キャプティブ保険会社制度の創設	保険業法第6条第2項、第116条第3項、保険業法施行規則第71条第1項、平成11年金融監督庁・大蔵省告示第3号	現行の保険業法には、親会社等特定の者を対象とする保険のみの再保険を引き受ける保険会社という制度はない。保険会社が出再(再保険)する場合には、親会社の責任準備金の積立を免除することについては、再保険を受ける者が親会社の責任準備金の積立を免除することについては、最低資本金額や健全性の基準(ソルベンシー・マージン基準)等の規制がある。	C	-	保険業を行う者に係る現行の保険業法等の適正な基準を満たさず、その規制・監督の対象となっていない「キャプティブ保険会社」に出再する保険会社の責任準備金の積立を免除することは、保険契約者等の保護の観点から困難である。なお、特定の者を相手方とする「キャプティブ保険会社」の設立自体は保険業法の規制の対象外であり、現在も可能である。	提案者の実施した添付資料2「キャプティブ保険会社制度の創設についてのアンケート調査結果」によると、回答企業の85.7%が「キャプティブ保険会社制度を賛同・支持している。この結果を踏まえ特区において先行実施できないが、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	ご回答では現在も「キャプティブ保険会社」の設立は可能とのことだが、国内で設立される「キャプティブ保険会社」に出再する保険会社の責任準備金の積立免除が認められていない現状においては、事実上機能せず設立は困難である。当市の提案としては、国内から海外に出再する際に「責任準備金の積立免除」が認められるのと同基準で、「金融テック/ロジック開発特区」において規制緩和を認めて頂きたい。「金融テック/ロジック開発特区」に「キャプティブ保険会社」の規制並びに監督体制を海外と比較してしっかりと整備することの方が、契約者保護の観点から現状より望ましいと考える。	C	-	世界では約40の国・地域で「キャプティブ保険会社」が認められており、約4,500社が設立されている(補足資料「ビジネスインシュアランス」H16年3月15日)。わが国企業は、親会社のリスクの一部を再保険として引受けるため「キャプティブ保険会社」を国内ではなくこれらの国・地域に設立しており、国内において「キャプティブ保険会社」を設立できない不利益を被っている。さらに国内企業のリスクマネジメントの高度化の観点のみならず、「キャプティブ保険会社」への再保険の出再元である一般保険会社が破綻することによる特定地域に止まらない影響を発生させないためにも、「金融テック/ロジック開発特区」において「キャプティブ保険会社」の規制並びに監督体制を海外と比較してしっかりと整備することの方が、契約者保護の観点からも現状より望ましいと考える。以上の理由により当市としては、国内から海外に出再(再保険)する際に「責任準備金の積立免除」が認められるのと同基準で「金融テック/ロジック開発特区」において規制緩和を認めて頂きたい。	C	-	「再保険の出再元である一般保険会社が破綻することによる特定地域に止まらない影響を発生させないため」には、再保険を受ける者が、現行保険業法等が規定している保険業を行う者に係る様々な基準等(最低資本金やソルベンシー・マージン)に係る基準、出再元の一般の保険会社に責任準備金の積立免除を認めるための基準等)を満たしていただくことが必要である。	1039	1039010	保険業法施行規則第71条第1項に「5. 沖繩振興特別措置法による金融業務特別地区に設立されたキャプティブ保険会社」を加えることにより日本におけるキャプティブ保険会社に対する出再(再保険)について、保険会社の責任準備金の積立を免除する道を開く。キャプティブ保険会社(親会社または関連会社のリスクのみを引受対象とする保険会社)を法律の中において明文化する。	沖縄県名護市	金融テック/ロジック開発特区			
030030	保険業法における保険料の割引、割戻し等の禁止の撤廃	保険業法第300条、第4条、第123条	保険会社、生命保険募集人、損害保険募集人等は、保険契約の締結又は保険募集に関して、保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他の特別の利益の提供を約し、又は提供する行為をしてはならない(第300条第1項第5号)。ただし、保険会社が内閣総理大臣の認可を受けて、事業方法書等に基づいて保険料の割引等を行う場合にはこの限りではない(第300条第2項)。	C	-	保険商品は、一般の商品と異なり、実際の事故発生時に保険金が支払われてはじめて、購入者にとってその効用が発揮される。また、保険数理に基づく保険料を負担する多数の保険加入者の存在を前提にするという集団性も、保険商品の特徴である。こうした保険商品の特性に鑑みると、「保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他の特別の利益の提供を約し、又は提供する行為」については、以下のような問題があり、保険業法第300条第1項第5号の規制を撤廃することは適当でない。保険集団における保険契約者間の公平性を損なうこと。不当な利益提供による詐欺的募集、不正・過剰な競争を誘発し保険募集秩序を損なうおそれがあること。保険会社の財務的健全性が損なわれるおそれがあること。なお現在でも、保険会社が事業方法書等に基づいて保険料の割引等を行う場合には、保険業法第300条第1項第5号は適用されないこととされている(保険業法第300条第2項)。										1044	1044010	保険業法(平成7年6月7日法律第105号)の第300条(保険契約者の締結又は保険募集に関する禁止行為)の5(保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他の利益を約し、又は提供する行為)の法律を撤廃し、この法律を守らなくてよい特例の構造改革特区を大阪府で認めていただきたいです。そもそもこの規制は、保険料がどの保険会社で加入してもあまり変わらなかった時の規制であり、現在のよう外資系の保険会社を中心に、安い保険料の保険を販売している現実には合わなくなってきています。保険の割戻し、割引を禁止する規制を守らなくてよい特例の構造改革特区を大阪府内に事務所を構えるようになると、雇用も数百人ぐらいは増えて地域の活性化になりますし、大阪府民は保険の割引によって利益を得ます。勿論、全国で規制が撤廃されれば、値引きによって国民の多くの方々も利益を得ます。	個人	インターネットの普及計画		

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
030040	コミュニティ・ファンド創設に係る自治体基金活用の規制緩和	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第2条	業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。	C	-	出資法第2条は、「他の法律に特別の規定のある者」以外、何人も業として預り金をすることを禁止している。この「他の法律に特別の規定のある者」には、銀行・協同組織金融機関等の預金取扱金融機関が該当する。同法においては、社債、借入金その他何らの名義に関わらず、預り金と同様の経済的性質を有する、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れが預り金とされている。法律に特別の定めがある者が特例的に預り金を業として行うことを認められているのは、当該他の法律において、一般大衆の財産保護等の観点から、所要の財産的基礎、リスク管理やコンプライアンス等の内部管理体制、ガバナンス、情報提供義務や大口信用供与規制等の行為規制、ディスクロージャー、当局による検査・監督等の法的枠組みが定められていることによる。そのような預金者保護のための法的枠組みに服さない者が預り金を受け入れることは、預金者に不測の損害をもたらす可能性が高く、解釈変更によりこれを認めることは困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1. 金融庁信用制度参事官室は、当初、出資法第2条「他の法律に特別の規定のある者」に地方自治法を含めたいとしたが、法務省と同一の否定回答となった。なぜ金融庁独自の見解を示せなかったのか。 2. 当地方の金融機関の預り率は3~4割であり、貴職回答に従えば、余剰資金は国債購入に流れる。一方コミュニティ・ファンドは地域内循環資金となる。貴職はいずれの資金流通が「ベター」と考えるのか。 3. 総務省は、本ファンドに財政支援している。デフレ経済克服と地域経済活性化は小泉内閣の重点施策であるから、貴職は総務省と共同でこれを支援すべきであるにもかかわらず不可回答とした。金融庁では、これらが重点施策ではないのか。	C	-	提案主体に対しメールで照会を行ったが、その内容は提案内容の確認を行ったものであり、出資法第2条の「他の法律に特別の規定のある者」に地方自治法を含めたいとの意向を示したのではない。 出資法第2条は、「他の法律に特別の規定のある者」以外、何人も業として預り金をすることを禁止している。この「他の法律に特別の規定のある者」には、銀行・協同組織金融機関等の預金取扱金融機関が該当する。同法においては、社債、借入金その他何らの名義に関わらず、預り金と同様の経済的性質を有する、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れが預り金とされている。なお、出資法第2条は自治体間における資金(基金)の貸付けまで禁止していない。 ご指摘によれば、当該コミュニティ・ファンドが、地方自治法第241条第1項「普通地方公共団体は資金を積み立てるための基金を設けることができる。」に鑑み、出資法第2条の「他の法律に特別の規定のある者」に該当するのではないかとのことであるが、地方自治法には「基金を設けることができる」との規定はあっても「預り金をすることができる」との規定はないため、「他の法律に特別の規定のある者」には該当しない。 なお、地域における資金循環やデフレ経済の克服および地域経済活性化は重要であるが、預金者保護のための法的枠組みに服さない者が預り金を受け入れることは、預金者に不測の損害をもたらす可能性が高く、解釈変更によりこれを認めることは困難である。						1059	1059020	地方自治法第241条第2項は「基金は、これを前項の条項で定める特定の目的に応じ、及び確実にかつ効率的に運用しなければならない」と規定している。さらに、昭和39年12月9日の行政実例は、基金について「指定金融機関以外の金融機関に預金するものについては知事に協議する」と預金先に制限を加えている。しかし、2006年4月からのペイオフの実施によって、全国自治体基金は決済用預金として金融機関に預金せざるを得なくなった。これはゼロ金利であるから果実は生まない。それなら基金を金融機関ではなく、鉄道基金に預け替えし、他自治体に長期資金として貸付運用を行っても「確実にかつ効率的な運用」を妨げることはない。 また同法第241条に、自治体が基金を設置できる規定があることから、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第2条の「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者」には自治体を含めて解釈運用するべきである。 以上を実現するために下記3点の規制特例措置を設ける。 (1)金融機関以外への預金を金融機関と同様に行えるよう、行政実例の制限を緩和する。 (2)金融機関への預金を前提として解釈運用されてきた地方自治法第241条の規定に関わらず、自治体基金の他自治体への貸付運用を認める。 (3)出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第2条の「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者」に自治体を含めるよう規制緩和する。	ふるさと銀河線存続運動連絡会議	ふるさと銀河線DMV特区構想
030050	輸出入自動車における自動車損害賠償責任保険料の低減	自動車損害賠償保障法第25条、同法第3条第1項、同法第9条、自動車損害賠償責任保険基準料率(平成14年金融庁告示22号)	強制保険である自賠責保険の基準料率については、自賠責法施行令第9条の車種区分毎に収支均衡となるよう算出されている。回送運行における基準料率は同施行令第16号の商品自動車に区分されている。基準料率を改定するには、自賠責の答申を受け、金融庁が認可することとされている。	C	-	自賠責保険は、被害者保護を目的とした社会保障的性格の強い強制保険である。商品自動車については、熟練ドライバー等による商品回送の際の保険として、既に独立した車種区分とされているところであり、これを更に細分化することは不適当。	商品自動車の保険期間を現行の6ヶ月以内から1年以内で延長できないか、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	B-1	-	自動車損害賠償保障法施行規則の改正を前提に、今回の自動車損害賠償責任保険料率の改正案を諮問し、同審議会からの答申を受け、同基準料率を改正する予定である。							1072	1072030	特定事業1204により交付された回送運行許可番号標における自動車損害賠償責任保険料を低減する。	名古屋港管理組合	名古屋港産業ハブ特区計画
030060	前払式証券法における供託基準額の引き上げ	前払式証券法の規制に関する法律施行令第8条	前払式証券の発行者は、基準日における未使用残高が供託基準額の1,000万円を超えている場合、供託の義務が生じる。	C	-	前払式証券法における供託基準額を引き上げること、購入者からの前受金の保全措置を緩和することになるが、基準日未使用残高が1,000万円から2,000万円までの発行者が破綻した事例が存在する(過去10年間の破綻計24件中6件が該当)ことを踏まえれば、購入者保護の観点から対応困難である。 なお、前払式証券法上、金融機関等との保全契約を締結することにより、発行保証金の供託に代えることが可能である。											1075	1075011	飯山商工会議所が会員事業所共通で使用可能な商品券の発行に関しては、基準日未使用残高1千万円を2千万円等への引き上げと、登録免許税の免除を提案します。	飯山商工会議所	飯山商工会議所共通商品券発行計画

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
030070	信託受益権の有価証券化	信託業法	改正前の信託業法では、受託可能財産が限られ知的財産権の信託は認められていない。	C	-	今回の信託業法の改正では、受託可能財産の制限がなくなり、知的財産権の受託が可能となったことにより、中小企業やベンチャー起業家の資金調達手段ニーズへの対応が可能となっているほか、信託受益権販売業者を設けたことにより、販売チャネルの多様化、流動化の促進が期待される。 信託受益権を有価証券化することについては、改正信託業法による信託受益権の流動化のニーズ等の見極めが必要である。また、平成17年度中に関係法案を国会に提出することを旨として、現在法制審議会において行われている信託法の見直しに関する審議もにらみながら、今後、必要に応じ検討することとする。なお、資産流動化法に基づき、現在においても、特定目的信託の信託受益権の有価証券化は可能となっている。 なお、現在、金融審議会第一分科会において、投資サービスに係る投資家保護のあり方について検討を行っているところであり、証券取引法上の「有価証券」のあり方についてもその一環として検討を行っていく予定。											1232	1232050	信託業法上の受託可能財産に認められていない知的財産について、それを信託した場合の信託受益権を有価証券化する。	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市	東京湾岸地域における経済特区
030070	信託受益権の有価証券化	信託法、証券取引法	現行信託法において、信託受益権の譲渡及び有価証券化に関する規定は存在しない。現行証券取引法において、一般の信託受益権は証券取引法上の有価証券とされていない。	C	-	信託法の改正については、現在、法務省において、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところと聞いている。 信託受益権の有価証券化に関する規定の整備については、現時点では検討の方向性は未定であるが、法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定であると聞いている。 金融庁としては、信託法改正等により、私法上の有価証券とされた信託受益権については、証券取引法上の有価証券とすべく所要の規定整備を行うこととする。また、現在、金融審議会において進められている、投資サービスにおける投資家保護のあり方について審議の検討状況を踏まえ、信託受益権についての取扱いも含めた、証券取引法上の「有価証券」のあり方について検討を行っていく。											5056	50560145	信託受益権の有価証券化が可能となるよう、信託法に所要の規定を明記すべきである。また、可能なものについて、証券取引法上の有価証券とすべきである。	(社)日本経済団体連合会	
030070	信託受益権の有価証券化	信託法、証券取引法	現行信託法において、信託受益権の譲渡及び有価証券化に関する規定は存在しない。現行証券取引法において、一般の信託受益権は証券取引法上の有価証券とされていない。	C	-	信託法の改正については、現在、法務省において、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところと聞いている。 信託受益権の有価証券化に関する規定の整備については、現時点では検討の方向性は未定であるが、法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定であると聞いている。 金融庁としては、信託法改正等により、私法上の有価証券とされた信託受益権については、証券取引法上の有価証券とすべく所要の規定整備を行うこととする。また、現在、金融審議会において進められている、投資サービスにおける投資家保護のあり方について審議の検討状況を踏まえ、信託受益権についての取扱いも含めた、証券取引法上の「有価証券」のあり方について検討を行っていく。											5086	50860033	信託受益権を有価証券指定し、流通性を付与する。	社団法人リース事業協会	